

【表紙】**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書**【提出先】** 関東財務局長 殿**【提出日】** 平成26年9月1日提出**【発行者名】** 大和証券投資信託委託株式会社**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 白川 真**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号**【事務連絡者氏名】** 山部 努

連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03-5555-3111**【届出の対象とした募集内
国投資信託受益証券に係る
ファンドの名称】** D - I ' s グローバルREITインデックス**【届出の対象とした募集内
国投資信託受益証券の金
額】** (1) 当初自己設定（平成25年12月9日）
100万円とします。
(2) 継続申込期間（平成25年12月9日から平成27年2月20日
まで）
10兆円を上限とします。**【縦覧に供する場所】** 該当ありません。

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年11月22日付で提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」）の記載事項を、半期報告書の提出に伴い新たな内容に改めるため、本訂正届出書を提出致します。

．【訂正の内容】

（ 下線部 _____ は訂正部分を示します。 ）

第一部 【証券情報】

(4) 【発行(売出)価格】

< 訂正前 >

< 略 >

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

< 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

< 略 >

(5) 【申込手数料】

< 訂正前 >

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1% (税抜2.0%)となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

消費税率に応じて変更となることがあります(消費税率が8%になった場合は、2.16%となります。)。

< 略 >

< 訂正後 >

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.16% (税抜2.0%)となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

< 略 >

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

< 訂正前 >

< 略 >

< ファンドの特色 >

< 略 >

◆ S&P先進国REIT指数について

S&P先進国REIT指数は、S&Pの持つグローバル・インデックスであるS&Pグローバル株価指数採用銘柄の中から、不動産業種に採用され、各国ごとのREIT制度に基づいて設立・運営されていると判定される銘柄を抽出して算出するインデックスです。

< 略 >

- ・当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、「ファンドの特色」の運用が行なわれないことがあります。

< 略 >

本商品は、スタンダード&プアーズおよびその関連会社（以下、S&P）によって支持、保証、販売または販売促進されるものではありません。S&PIは、明示的にも暗示的にも、本商品の所有者もしくは一般の者に対して、有価証券全般または本商品に関する投資について、またS&P先進国REIT指数（除く日本）が市場全般のパフォーマンスに追随する能力について、何ら表明、条件付けまたは保証するものではありません。S&Pの大和証券投資信託委託株式会社に対する唯一の関係は、S&PおよびS&P先進国REIT指数（除く日本）の登録商標についての利用許諾を与えることです。S&PIは、S&P先進国REIT指数（除く日本）に関する決定、作成および計算において、大和証券投資信託委託株式会社または本商品の所有者の要求等を考慮に入れずに行います。S&PIは本商品の販売に関する時期、価格の決定、または本商品を現金に換算する式の決定もしくは計算に責任を負わず、また関わっていません。S&PIは、本商品の管理、マーケティングまたは取引に関する義務または責任を何ら負うものではありません。

S&PIは、S&P先進国REIT指数（除く日本）の計算およびその元になるデータの正確性や完全性を保証するものではありません。S&PIは、S&P先進国REIT指数（除く日本）に含まれるいかなる誤り、欠落または障害に対する責任を負いません。S&PIは、S&P先進国REIT指数（除く日本）またはそれらに含まれるデータの使用により、大和証券投資信託委託株式会社、本商品の所有者またはその他の人や組織に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも保証しません。S&PIは、S&P先進国REIT指数（除く日本）またはそれらに含まれるデータに関して、商品性の保証や適合性について何ら保証するものではないことを明示し、かつそれに関して明示もしくは暗示の保証を行いません。以上のことに関わらず、特定の、罰則的、間接的あるいは結果的な損害（利益の損失を含む）について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、S&Pが責任を負うことはありません。

< 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

< ファンドの特色 >

< 略 >

◆ S&P先進国REIT指数について

S&P先進国REIT指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの持つグローバル・インデックスであるS&Pグローバル株価指数採用銘柄の中から、不動産業種に採用され、各国ごとのREIT制度に基づいて設立・運営されていると判定される銘柄を抽出して算出するインデックスです。

< 略 >

・大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、「ファンドの特色」の運用が行なわれないことがあります。

< 略 >

S&P先進国REIT指数（除く日本）（「当インデックス」）はS&P Dow Jones Indices LLC（「SPDJ」）の商品であり、これを利用するライセンスが大和証券投資信託委託株式会社に付与されています。Standard & Poor's[®]およびS&P[®]はStandard & Poor's Financial Services LLC（「S&P」）の登録商標で、Dow Jones[®]はDow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが大和証券投資信託委託株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行なわず、S&P先進国REIT指数（除く日本）の誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。

< 略 >

(2) 【ファンドの沿革】

< 訂正前 >

平成25年12月9日 信託契約締結、当初自己設定、運用開始（予定）

< 訂正後 >

平成25年12月9日 信託契約締結、当初自己設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

< 略 >

< 委託会社の概況（平成25年9月末日現在） >

< 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

< 委託会社の概況（平成26年6月末日現在） >

< 略 >

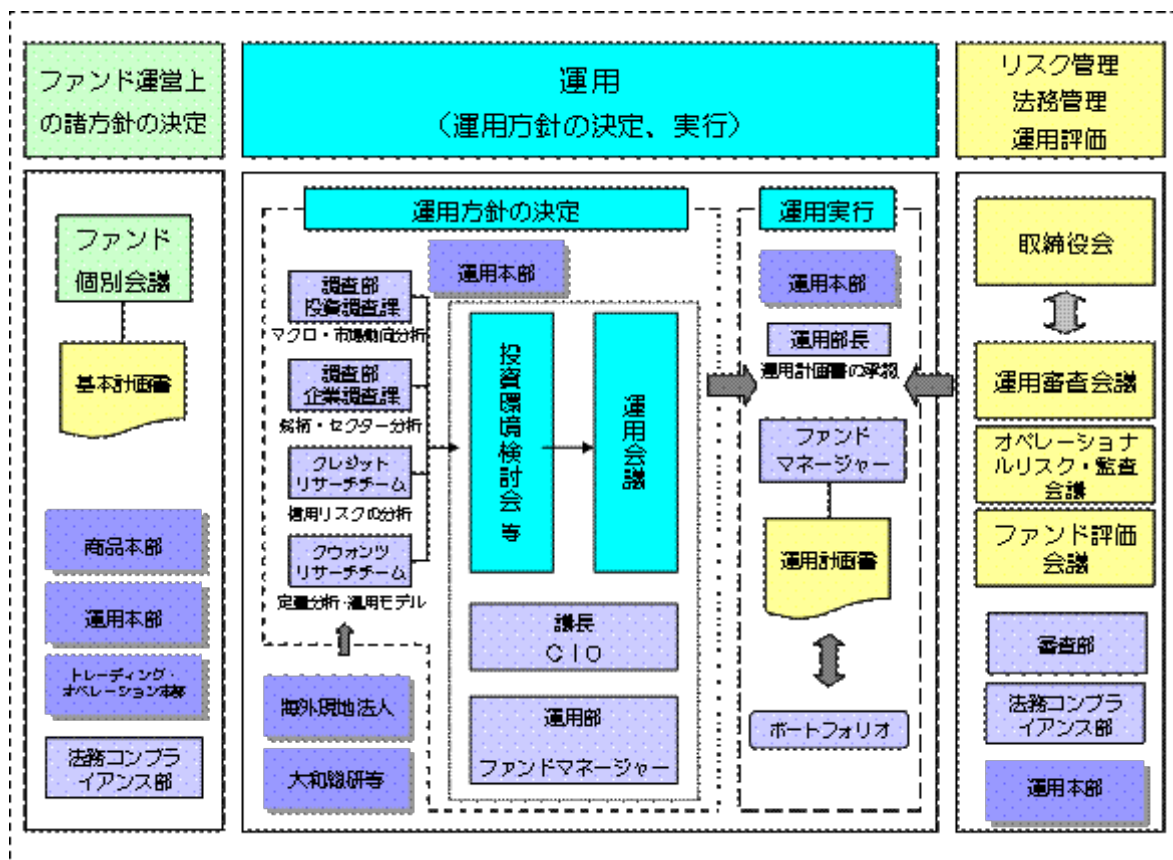
2 【投資方針】

(3) 【運用体制】

< 訂正前 >

運用体制

< 略 >



< 略 >

ファンド評価会議、運用審査会議およびオペレーショナルリスク・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるオペレーショナルリスク・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

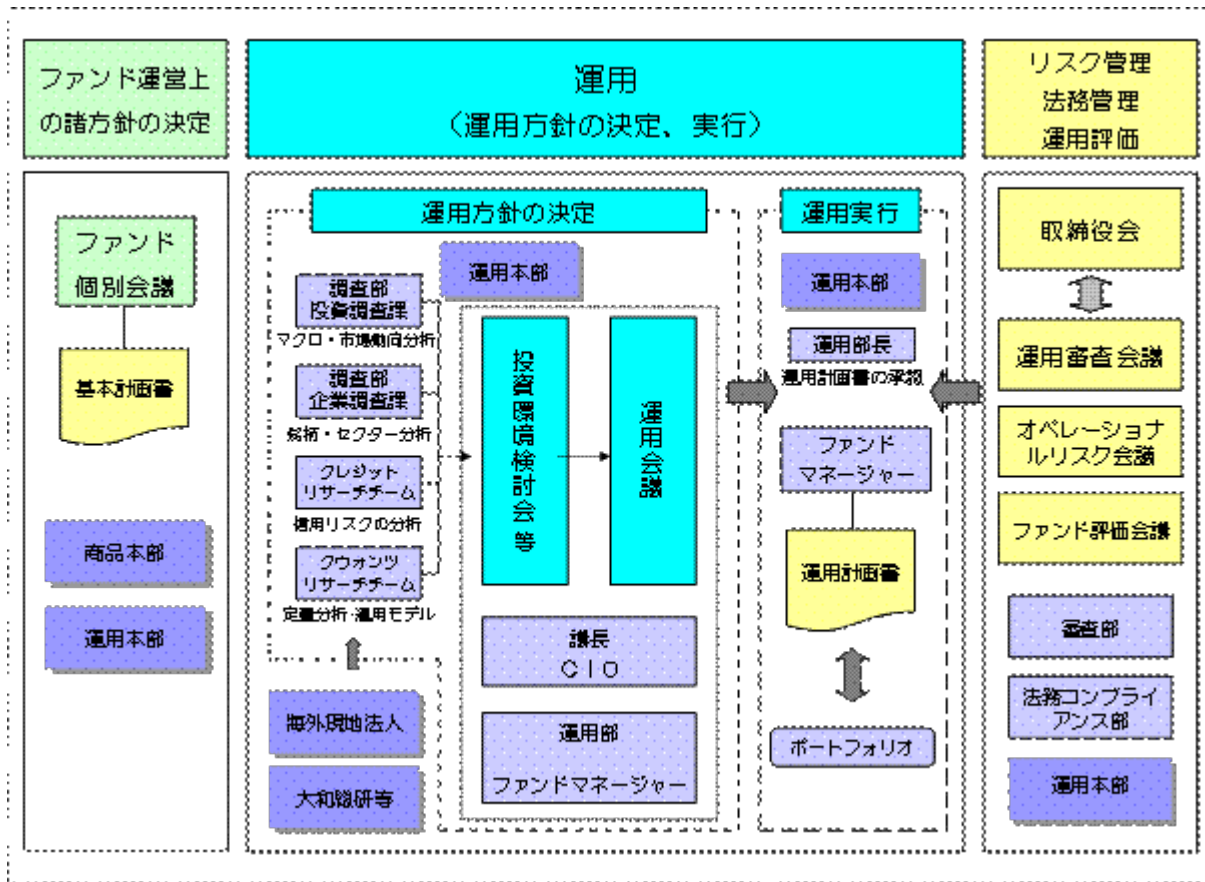
< 略 >

上記の運用体制は平成25年9月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

<訂正後>

運用体制

<略>



<略>

ファンド評価会議、運用審査会議およびオペレーショナルリスク会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるオペレーショナルリスク会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

<略>

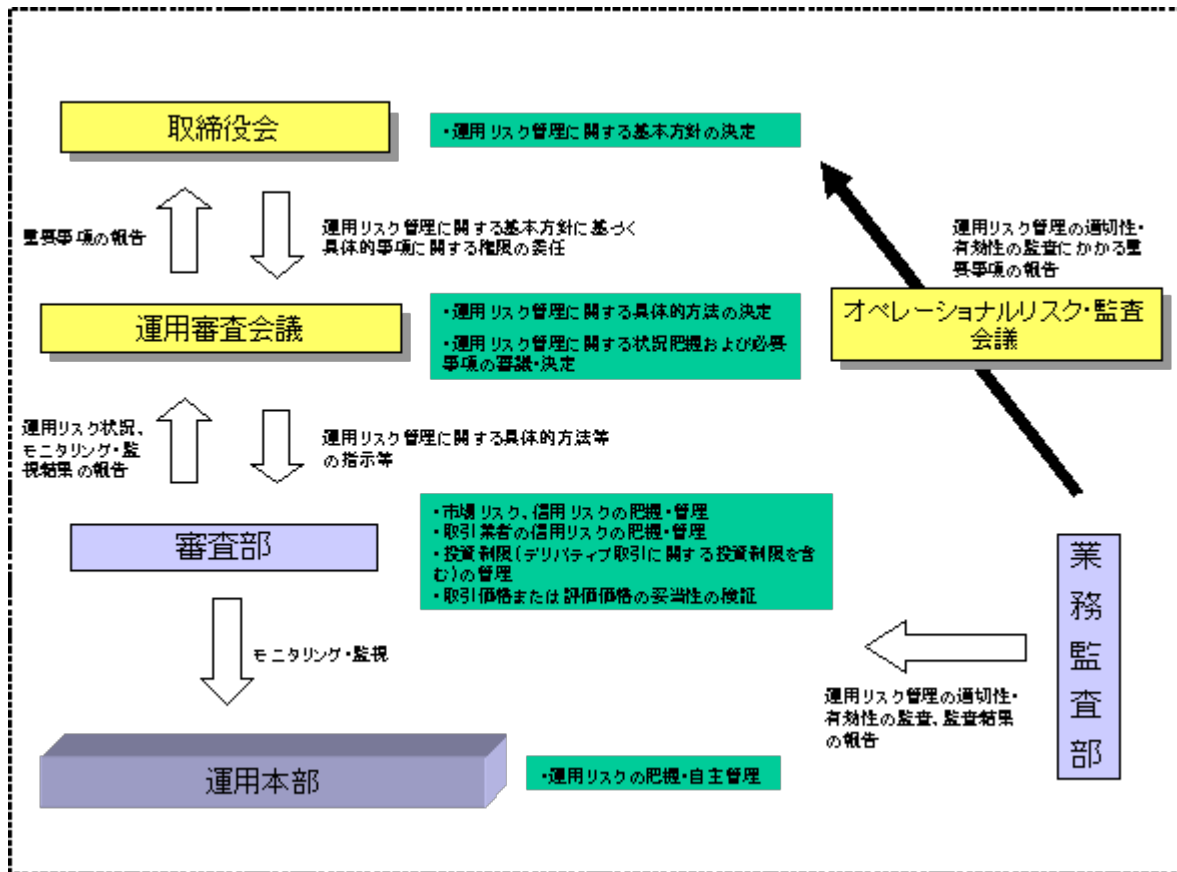
上記の運用体制は平成26年7月1日現在のものであり、変更となる場合があります。

3 【投資リスク】

<訂正前>

<略>

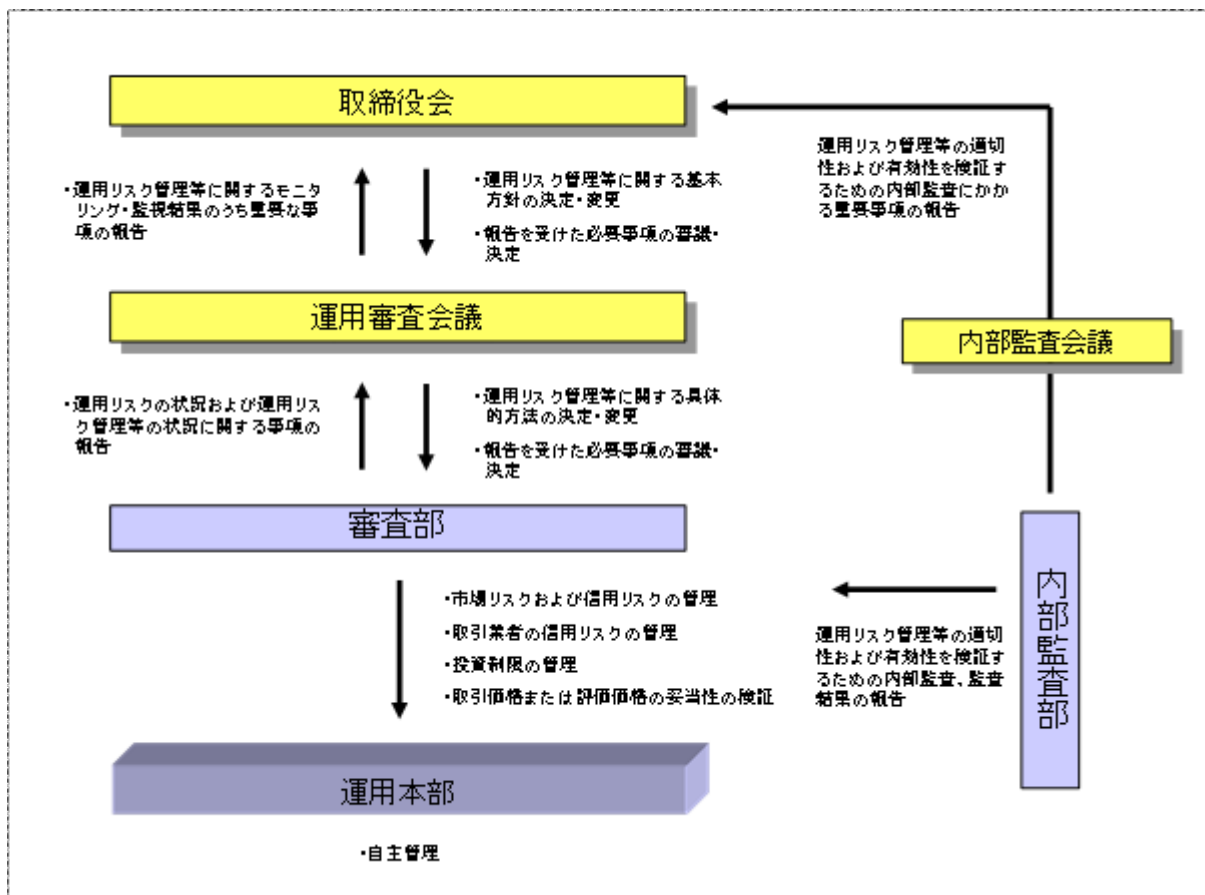
(4) リスク管理体制



< 訂正後 >

< 略 >

(4) リスク管理体制



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

< 訂正前 >

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%（税抜2.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

消費税率に応じて変更となることがあります（消費税率が8%になった場合は、2.16%となります。）。

< 略 >

< 訂正後 >

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.16%（税抜2.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

< 略 >

(3) 【信託報酬等】

< 訂正前 >

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.5775%（税抜0.55%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

消費税率に応じて変更となることがあります（消費税率が8%になった場合は、年率0.594%となります。）。

< 略 >

< 訂正後 >

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.594%（税抜0.55%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

< 略 >

(5) 【課税上の取扱い】

< 訂正前 >

< 略 >

個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、以下のとおりとなります。

| 期間 | 税率 |
|---------------|---------------------------------------|
| 平成25年12月31日まで | 10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%） |
| 平成26年1月1日から | 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%） |

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、上記イ．の表と同じです。

< 略 >

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、以下のとおりとなります。

| 期間 | 税率 |
|---------------|---------------------------------|
| 平成25年12月31日まで | 7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%） |
| 平成26年1月1日から | 15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%） |

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

< 略 >

（ ）上記は、平成25年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

< 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

< 略 >

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

< 略 >

() 上記は、平成26年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

< 略 >

5 【運用状況】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

(1) 【投資状況】（平成26年6月30日現在）

投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 1,635,020 | 99.67 |
| 内 日本 | 1,635,020 | 99.67 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 5,336 | 0.33 |
| 純資産総額 | 1,640,356 | 100.00 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成26年6月30日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

| | 銘柄名 | 地域 | 数 種類 は | 株数、口 また 額面金額 | 簿価単価 簿価 (円) | 評価単価 時価 (円) | 投資 比率 (%) |
|---|-----------------------------|----|--------------|--------------------|---------------------|---------------------|-----------------|
| 1 | ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンド | 日本 | 親投資信託受益証券 | 962,003 | 1.5500 1,491,179 | 1.6996 1,635,020 | 99.67 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率 |
|-----------|--------|
| 親投資信託受益証券 | 99.67% |
| 合計 | 99.67% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| | 純資産総額 (分配落) (円) | 純資産総額 (分配付) (円) | 1口当たりの 純資産額 (分配落)(円) | 1口当たりの 純資産額 (分配付)(円) |
|------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|
| 平成25年12月末日 | 1,019,014 | - | 1.0190 | - |
| 平成26年1月末日 | 1,015,005 | - | 1.0150 | - |
| 2月末日 | 1,054,197 | - | 1.0542 | - |
| 3月末日 | 1,068,689 | - | 1.0687 | - |
| 4月末日 | 1,107,252 | - | 1.1073 | - |
| 5月末日 | 1,122,225 | - | 1.1222 | - |
| 6月末日 | 1,640,356 | - | 1.1371 | - |

【分配の推移】

| | 1口当たり分配金(円) |
|--------------------------|-------------|
| 平成25年12月9日～ 平成26年6月8日 | - |

【収益率の推移】

| | 収益率(%) |
|--------------------------|--------|
| 平成25年12月9日～ 平成26年6月8日 | 15.4 |

(4) 【設定及び解約の実績】

| | 設定数量(口) | 解約数量(口) |
|--------------------------|---------|---------|
| 平成25年12月9日～ 平成26年6月8日 | 0 | 0 |

(注) 当初設定数量は1,000,000口です。

(参考) マザーファンド

ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンド

(1) 投資状況 (平成26年6月30日現在)

投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|----------|---------------|---------|
| 投資証券 | 1,185,806,763 | 98.40 |
| 内 マン島 | 1,006,001 | 0.08 |
| 内 香港 | 20,446,394 | 1.70 |
| 内 シンガポール | 42,699,504 | 3.54 |
| 内 イスラエル | 386,782 | 0.03 |
| 内 イギリス | 80,062,367 | 6.64 |
| 内 アイルランド | 2,137,570 | 0.18 |
| 内 オランダ | 14,212,070 | 1.18 |
| 内 ベルギー | 6,273,381 | 0.52 |
| 内 フランス | 63,191,074 | 5.24 |
| 内 ドイツ | 1,732,194 | 0.14 |

| | | |
|-----------------------|---------------|--------|
| 内 イタリア | 1,259,991 | 0.10 |
| 内 カナダ | 30,705,807 | 2.55 |
| 内 アメリカ | 806,209,284 | 66.90 |
| 内 オーストラリア | 111,481,584 | 9.25 |
| 内 ニュージーランド | 4,002,760 | 0.33 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 19,341,155 | 1.60 |
| 純資産総額 | 1,205,147,918 | 100.00 |

その他の資産の投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|------------|-----------|---------|
| 為替予約取引(買建) | 8,053,909 | 0.67 |
| 内 日本 | 8,053,909 | 0.67 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（平成26年6月30日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

| | 銘柄名 | 地域 | 数 種類 は | 株数、口 また 額面金額 | 簿価単価 簿価 (円) | 評価単価 時価 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|---------------------------|---------|--------------|--------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------|
| 1 | SIMON PROPERTY GROUP INC | アメリカ | 投資証券 | 4,147 | 14,658.88 60,790,645 | 16,933.20 70,221,987 | 5.83 |
| 2 | UNIBAIL-RODAMCO SE | フランス | 投資証券 | 1,250 | 26,622.73 33,278,528 | 29,404.70 36,755,883 | 3.05 |
| 3 | PUBLIC STORAGE | アメリカ | 投資証券 | 1,900 | 15,766.24 29,955,934 | 17,451.15 33,157,187 | 2.75 |
| 4 | EQUITY RESIDENTIAL | アメリカ | 投資証券 | 4,400 | 5,382.11 23,681,649 | 6,439.40 28,333,364 | 2.35 |
| 5 | PROLOGIS INC | アメリカ | 投資証券 | 6,646 | 3,891.81 25,865,124 | 4,174.00 27,740,436 | 2.30 |
| 6 | HCP INC | アメリカ | 投資証券 | 6,100 | 3,804.85 23,210,031 | 4,187.18 25,541,808 | 2.12 |
| 7 | HEALTH CARE REIT INC | アメリカ | 投資証券 | 4,000 | 5,796.98 23,187,924 | 6,348.17 25,392,707 | 2.11 |
| 8 | VENTAS INC | アメリカ | 投資証券 | 3,879 | 5,899.15 22,883,091 | 6,501.23 25,218,273 | 2.09 |
| 9 | VORNADO REALTY TRUST | アメリカ | 投資証券 | 2,264 | 9,145.20 20,704,961 | 10,880.99 24,634,575 | 2.04 |
| 10 | BOSTON PROPERTIES INC | アメリカ | 投資証券 | 2,000 | 10,435.92 20,871,848 | 12,014.20 24,028,402 | 1.99 |
| 11 | AVALONBAY COMMUNITIES INC | アメリカ | 投資証券 | 1,600 | 12,345.14 19,752,327 | 14,428.59 23,085,754 | 1.92 |
| 12 | HOST HOTELS & RESORTS INC | アメリカ | 投資証券 | 9,900 | 1,914.28 18,952,131 | 2,251.20 22,286,935 | 1.85 |
| 13 | SCENTRE GROUP | オーストラリア | 投資証券 | 67,411 | 286.11 19,290,635 | 310.37 20,922,689 | 1.74 |

| | | | | | | | |
|----|------------------------------|---------|------|--------|-------------------------|-------------------------|------|
| 14 | LAND SECURITIES GROUP PLC | イギリス | 投資証券 | 10,350 | 1,686.42 17,454,966 | 1,795.35 18,581,893 | 1.54 |
| 15 | WESTFIELD CORP | オーストラリア | 投資証券 | 25,000 | 644.91 16,123,085 | 684.73 17,118,375 | 1.42 |
| 16 | BRITISH LAND CO PLC | イギリス | 投資証券 | 13,600 | 1,088.95 14,809,803 | 1,221.35 16,610,459 | 1.38 |
| 17 | LINK REIT | 香港 | 投資証券 | 30,000 | 497.89 14,937,033 | 548.70 16,461,180 | 1.37 |
| 18 | GENERAL GROWTH PROPERTIES | アメリカ | 投資証券 | 6,877 | 2,139.20 14,711,507 | 2,388.04 16,422,562 | 1.36 |
| 19 | ESSEX PROPERTY TRUST INC | アメリカ | 投資証券 | 867 | 15,991.66 13,864,780 | 18,702.94 16,215,455 | 1.35 |
| 20 | AMERICAN REALTY CAPITAL PROP | アメリカ | 投資証券 | 12,008 | 1,319.30 15,843,180 | 1,267.00 15,214,136 | 1.26 |
| 21 | SL GREEN REALTY CORP | アメリカ | 投資証券 | 1,300 | 9,473.10 12,315,037 | 11,080.67 14,404,878 | 1.20 |
| 22 | REALTY INCOME CORP | アメリカ | 投資証券 | 2,917 | 3,965.00 11,566,075 | 4,482.13 13,074,400 | 1.08 |
| 23 | MACERICH CO | アメリカ | 投資証券 | 1,900 | 5,894.69 11,199,976 | 6,770.84 12,864,611 | 1.07 |
| 24 | KIMCO REALTY CORP | アメリカ | 投資証券 | 5,400 | 2,118.72 11,441,517 | 2,330.26 12,583,439 | 1.04 |
| 25 | STOCKLAND | オーストラリア | 投資証券 | 30,000 | 368.24 11,048,014 | 376.27 11,288,100 | 0.94 |
| 26 | FEDERAL REALTY INVS TRUST | アメリカ | 投資証券 | 900 | 10,763.01 9,686,772 | 12,299.02 11,069,120 | 0.92 |
| 27 | DIGITAL REALTY TRUST INC | アメリカ | 投資証券 | 1,800 | 5,017.92 9,032,291 | 5,919.42 10,654,963 | 0.88 |
| 28 | GOODMAN GROUP | オーストラリア | 投資証券 | 20,000 | 463.93 9,280,395 | 491.82 9,836,500 | 0.82 |
| 29 | UDR INC | アメリカ | 投資証券 | 3,300 | 2,424.63 8,001,358 | 2,902.95 9,579,736 | 0.79 |
| 30 | HAMMERSON PLC | イギリス | 投資証券 | 9,450 | 905.27 8,556,000 | 1,004.70 9,494,477 | 0.79 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率 |
|-----------|--------|
| 投資証券 | 98.40% |
| 合計 | 98.40% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

| 種類 | 地域 | 資産名 | 買建/ 売建 | 数量 | 簿価 | 時価 | 投資 比率 |
|--------|----|------------------|-----------|--------|-----------|-----------|----------|
| 為替予約取引 | 日本 | 米ドル買/円売 2014年7月 | 買建 | 65,500 | 6,635,189 | 6,638,425 | 0.55% |
| | | 英ポンド買/円売 2014年7月 | 買建 | 8,200 | 1,415,072 | 1,415,484 | 0.12% |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

[次へ](#)

（参考情報）運用実績

2014年6月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

| | |
|-------|---------|
| 基準価額 | 11,371円 |
| 純資産総額 | 1百万円 |



基準価額の騰落率

| 期間 | ファンド |
|------|-------|
| 1か月間 | 1.3% |
| 3か月間 | 6.4% |
| 6か月間 | 11.6% |
| 1年間 | - |
| 3年間 | - |
| 5年間 | - |
| 設定来 | 13.7% |

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 0円

| 決算期 | 分配金 |
|------------|-----|
| 2013/12/31 | 0円 |
| 2014/3/31 | 0円 |
| 2014/6/30 | 0円 |

※分配金は、収益配分方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

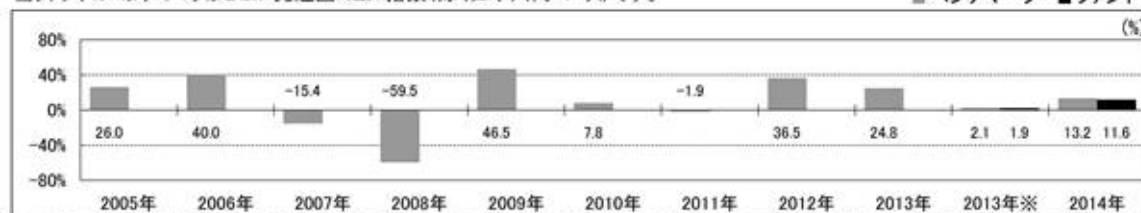
| 資産別構成 | 銘柄数 | 比率 | 通貨別構成 | 比率 | リート用途別構成 | 比率 | 組入上位10銘柄 | 用途名 | 国・地域名 | 比率 |
|-------------|-----|--------|-------------|--------|----------|-------|--------------------------|-------|-------|-------|
| 外国リート | 281 | 98.1% | 米ドル | 67.0% | 商業施設 | 32.4% | SIMON PROPERTY GROUP INC | 商業施設 | アメリカ | 5.8% |
| | | | 豪ドル | 9.5% | 分散投資 | 15.2% | UNIBAIL-RODAMCO SE | 商業施設 | フランス | 3.0% |
| コール・ローン、その他 | | 1.9% | ユーロ | 7.4% | オフィス | 12.8% | PUBLIC STORAGE | 個人用倉庫 | アメリカ | 2.7% |
| 合計 | 281 | 100.0% | 英ポンド | 6.7% | 住宅施設 | 11.1% | EQUITY RESIDENTIAL | 住宅施設 | アメリカ | 2.3% |
| 国・地域別構成 | | | シンガポール・ドル | 3.4% | 医療施設 | 9.2% | PROLOGIS INC | 産業施設 | アメリカ | 2.3% |
| アメリカ | | 66.7% | カナダ・ドル | 2.6% | 産業施設 | 6.4% | HCP INC | 医療施設 | アメリカ | 2.1% |
| オーストラリア | | 9.2% | 香港ドル | 1.8% | ホテル/リゾート | 5.6% | HEALTH CARE REIT INC | 医療施設 | アメリカ | 2.1% |
| イギリス | | 6.8% | 日本円 | 1.3% | 個人用倉庫 | 4.1% | VENTAS INC | 医療施設 | アメリカ | 2.1% |
| フランス | | 5.2% | ニュージーランド・ドル | 0.3% | 特殊用途施設 | 0.8% | VORNADO REALTY TRUST | 分散投資 | アメリカ | 2.0% |
| その他 | | 10.3% | イスラエル・シユゲル | 0.0% | その他 | 0.3% | BOSTON PROPERTIES INC | オフィス | アメリカ | 2.0% |
| 合計 | | 98.1% | 合計 | 100.0% | 合計 | 98.1% | 合計 | | | 26.6% |

※リート用途別構成の用途は、原則としてS&P Global Property Indexの分類によるものです。なお、優先リート(会社が発行する優先株に相当するリート)は、用途別の分類はしていません。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはS&P先進国REIT指数(除く日本)(円ベース)です。

■ベンチマーク ■ファンド



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。

・2013年※は設定日(12月9日)から年末、2014年は6月30日までの騰落率を表しています。
・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

2 【換金（解約）手続等】

<訂正前>

<略>

<一部解約>

<略>

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

<略>

<訂正後>

<略>

<一部解約>

<略>

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

<略>

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<訂正前>

<略>

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

<略>

<訂正後>

<略>

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

<略>

(5) 【その他】

<訂正前>

信託の終了

< 略 >

8. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

< 略 >

8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前 1. から5. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 1. の規定にしたがい重大な信託約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前 2. または前 2. に規定する書面に付記します。

運用報告書

委託会社は、計算期間の末日ごとに、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。

< 略 >

< 訂正後 >

信託の終了

< 略 >

8. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

平成26年12月1日以降、上記4. は以下の内容に変更します。

4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

信託約款の変更等

< 略 >

8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

平成26年12月1日以降、上記2. および4. は以下の内容に変更します。

2. 委託会社は、前1. の事項（前1. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1. の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

反対者の買取請求権

前 の1.から5.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 の規定にしたがい重大な信託約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前 の2.または前 の2.に規定する書面に付記します。

平成26年12月1日以降、本 は適用されません。

運用報告書

委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を計算期間の末日ごとに作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

平成26年12月1日以降、以下の内容に変更します。

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を計算期間の末日ごとに作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

3. 前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

< 略 >

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成25年12月9日から平成26年6月8日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

D - I ' s グローバルREITインデックス

[次へ](#)

(1) 中間貸借対照表

| | 当中間計算期間末 平成26年6月8日現在 | |
|-----------------|-------------------------|-----------|
| | 金額（円） | |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | | 4,000 |
| 親投資信託受益証券 | | 1,153,183 |
| 流動資産合計 | | 1,157,183 |
| 資産合計 | | 1,157,183 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払受託者報酬 | | 159 |
| 未払委託者報酬 | | 2,824 |
| その他未払費用 | | 182 |
| 流動負債合計 | | 3,165 |
| 負債合計 | | 3,165 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1 | 1,000,000 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金（ ） | | 154,018 |
| 元本等合計 | | 1,154,018 |
| 純資産合計 | | 1,154,018 |
| 負債純資産合計 | | 1,157,183 |

[次へ](#)

(2) 中間損益及び剰余金計算書

| | 当中間計算期間 |
|-----------------|--------------------------------------|
| | 自 平成25年12月9日 至 平成26年6月8日 金額(円) |
| 営業収益 | |
| 有価証券売買等損益 | 157,183 |
| 営業収益合計 | 157,183 |
| 営業費用 | |
| 受託者報酬 | 159 |
| 委託者報酬 | 2,824 |
| その他費用 | 182 |
| 営業費用合計 | 3,165 |
| 営業利益 | 154,018 |
| 経常利益 | 154,018 |
| 中間純利益 | 154,018 |
| 中間剰余金又は中間欠損金（ ） | 154,018 |

[次へ](#)

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分 | 当中間計算期間 自 平成25年12月9日 至 平成26年6月8日 |
|-----------------|--|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |

(中間貸借対照表に関する注記)

| 区 分 | 当中間計算期間末 平成26年6月8日現在 |
|-----------------------|-------------------------|
| 1. 1期首元本額 | 1,000,000円 |
| 期中追加設定元本額 | - 円 |
| 期中一部解約元本額 | - 円 |
| 2. 中間計算期間末日における受益権の総数 | 1,000,000口 |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区 分 | 当中間計算期間 自 平成25年12月9日 至 平成26年6月8日 |
|-----|--|
| | 該当事項はありません。 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | 当中間計算期間末 平成26年6月8日現在 |
|----------------------------|--|
| 1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法 | (1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

| | 当中間計算期間末 平成26年6月8日現在 |
|--|-------------------------|
| | 該当事項はありません。 |

(1口当たり情報)

| | 当中間計算期間末 平成26年6月8日現在 |
|-----------|-------------------------|
| 1口当たり純資産額 | 1.1540円 |

| | |
|--------------|-----------|
| (1万口当たり純資産額) | (11,540円) |
|--------------|-----------|

(参考)

当ファンドは、「ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの中間計算期間末日(以下、「期末日」)における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

[次へ](#)

「ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

| | 平成26年6月8日現在 | |
|-----------------|-------------|---------------|
| | 金額（円） | |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | | 17,391,155 |
| コール・ローン | | 20,753,999 |
| 投資証券 | | 1,159,129,163 |
| 未収入金 | | 5,998 |
| 未収配当金 | | 1,244,348 |
| 未収利息 | | 64 |
| 流動資産合計 | | 1,198,524,727 |
| 資産合計 | | 1,198,524,727 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | | 388 |
| 未払金 | | 19,898,131 |
| 流動負債合計 | | 19,898,519 |
| 負債合計 | | 19,898,519 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1 | 684,884,841 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | | 493,741,367 |
| 元本等合計 | | 1,178,626,208 |
| 純資産合計 | | 1,178,626,208 |
| 負債純資産合計 | | 1,198,524,727 |

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 区分 | 自 平成25年12月9日 至 平成26年6月8日 |
|------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |
| 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。 |
| 3. 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 |

| | |
|----------------------------|--|
| 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p> <p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> |
|----------------------------|--|

(貸借対照表に関する注記)

| 区 分 | 平成26年6月8日現在 | |
|-------------------------|--------------|--|
| 1. 1 期首 | 平成25年12月9日 | |
| 期首元本額 | 572,164,810円 | |
| 期中追加設定元本額 | 154,528,759円 | |
| 期中一部解約元本額 | 41,808,728円 | |
| 期末元本額の内訳 | | |
| ファンド名 | | |
| D - I ' s グローバル R E I T | 670,105円 | |
| インデックス | | |
| D C ダイワ・グローバル R E I | 617,523,596円 | |
| T インデックスファンド | | |
| D C ダイワ・ターゲットイヤー | 2,533,914円 | |
| 2020 | | |
| D C ダイワ・ターゲットイヤー | 3,610,009円 | |
| 2030 | | |
| D C ダイワ・ターゲットイヤー | 442,678円 | |
| 2040 | | |
| ダイワ・インデックスセレクト | 60,104,539円 | |
| グローバル R E I T | | |
| 計 | 684,884,841円 | |
| 2. 期末日における受益権の総数 | 684,884,841口 | |

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | 平成26年6月8日現在 | |
|--------------------------|---|--|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | |
| 2. 金融商品の時価の算定方法 | <p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p> | |

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

| 種 類 | 平成26年6月8日 現在 | | | 評価損益 (円) |
|---------------|--------------|-----------|-----------|-------------|
| | 契約額等 (円) | うち 1年超 | 時価 (円) | |
| 市場取引以外の 取引 | | | | |
| 為替予約取引 | | | | |
| 買 建 | 4,389,118 | - | 4,388,730 | 388 |
| アメリカ・ドル | 2,661,295 | - | 2,661,100 | 195 |
| オーストラリア・ドル | 1,336,743 | - | 1,336,580 | 163 |
| ニュージーランド・ドル | 391,080 | - | 391,050 | 30 |
| 合計 | 4,389,118 | - | 4,388,730 | 388 |

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

| | 平成26年6月8日現在 |
|--------------|-------------|
| 1口当たり純資産額 | 1.7209円 |
| (1万口当たり純資産額) | (17,209円) |

2 【ファンドの現況】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

【純資産額計算書】

平成26年6月30日

| | |
|-----------------|------------|
| 資産総額 | 1,640,836円 |
| 負債総額 | 480円 |
| 純資産総額（ - ） | 1,640,356円 |
| 発行済数量 | 1,442,517口 |
| 1単位当たり純資産額（ / ） | 1.1371円 |

(参考) ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンド

純資産額計算書

平成26年6月30日

| | |
|-----------------|----------------|
| 資産総額 | 1,214,833,233円 |
| 負債総額 | 9,685,315円 |
| 純資産総額（ - ） | 1,205,147,918円 |
| 発行済数量 | 709,071,685口 |
| 1単位当たり純資産額（ / ） | 1.6996円 |

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 1 委託会社等の概況 および2 事業の内容及び営業の概況」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成26年6月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることが出来ます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO (Chief Investment Officer) が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ．ファンド評価会議、運用審査会議およびオペレーショナルリスク会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるオペレーショナルリスク会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成26年6月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

| 基本的性格 | 本数（本） | 純資産額の合計額（百万円） |
|------------|-------|---------------|
| 単位型株式投資信託 | 12 | 162,513 |
| 追加型株式投資信託 | 522 | 9,916,668 |
| 株式投資信託 合計 | 534 | 10,079,181 |
| 単位型公社債投資信託 | - | - |
| 追加型公社債投資信託 | 17 | 3,145,035 |
| 公社債投資信託 合計 | 17 | 3,145,035 |
| 総合計 | 551 | 13,224,216 |

3 【委託会社等の経理状況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

3. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

（単位:千円）

| | 前事業年度 (平成25年3月31日現在) | 当事業年度 (平成26年3月31日現在) |
|--------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | 14,380,327 | 15,186,222 |
| 有価証券 | 9,427,636 | 15,003,765 |
| 前払金 | 207 | 453 |
| 前払費用 | 142,919 | 157,453 |
| 未収入金 | 521,825 | - |
| 未収委託者報酬 | 7,183,011 | 8,265,950 |
| 未収収益 | 106,914 | 103,432 |
| 貯蔵品 | 9,551 | 14,492 |
| 繰延税金資産 | 491,727 | 674,141 |
| その他 | 8,445 | 597 |
| 流動資産計 | 32,272,567 | 39,406,511 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 1 254,258 | 1 252,417 |
| 建物（純額） | 26,257 | 23,555 |
| 器具備品（純額） | 222,274 | 224,362 |
| リース資産（純額） | 5,726 | 4,499 |

| | | | | |
|--------------|---|------------|---|------------|
| 無形固定資産 | | 3,194,512 | | 2,991,462 |
| ソフトウェア | | 3,132,238 | | 2,910,918 |
| ソフトウェア仮勘定 | | 50,423 | | 68,693 |
| 電話加入権 | | 11,850 | | 11,850 |
| 投資その他の資産 | | 15,113,434 | | 15,077,046 |
| 投資有価証券 | | 8,342,934 | | 8,338,733 |
| 関係会社株式 | | 5,141,069 | | 5,141,069 |
| 出資金 | | 136,315 | | 129,405 |
| 従業員に対する長期貸付金 | | 92,527 | | 68,396 |
| 差入保証金 | | 1,000,820 | | 997,594 |
| 長期前払費用 | | 7,376 | | 6,484 |
| 投資不動産(純額) | 1 | 402,340 | 1 | 398,402 |
| 貸倒引当金 | | 9,950 | | 3,040 |
| 固定資産計 | | 18,562,205 | | 18,320,926 |
| 資産合計 | | 50,834,773 | | 57,727,438 |

(単位:千円)

| | 前事業年度 (平成25年3月31日現在) | 当事業年度 (平成26年3月31日現在) |
|-----------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| リース債務 | 1,227 | 1,227 |
| 預り金 | 56,491 | 53,677 |
| 未払金 | 6,795,899 | 8,998,456 |
| 未払収益分配金 | 10,333 | 7,931 |
| 未払償還金 | 113,002 | 77,698 |
| 未払手数料 | 3,764,501 | 4,277,412 |
| その他未払金 | 2 2,908,061 | 2 4,635,414 |
| 未払費用 | 3,383,551 | 3,463,796 |
| 未払法人税等 | 588,040 | 1,530,565 |
| 未払消費税等 | 189,139 | 530,831 |
| 賞与引当金 | 841,300 | 955,600 |
| 流動負債計 | 11,855,648 | 15,534,154 |
| 固定負債 | | |
| リース債務 | 4,494 | 3,272 |
| 退職給付引当金 | 1,935,442 | 1,959,451 |
| 役員退職慰労引当金 | 67,410 | 80,280 |
| 繰延税金負債 | 1,740,407 | 1,789,543 |
| 固定負債計 | 3,747,753 | 3,832,547 |
| 負債合計 | 15,603,402 | 19,366,702 |

| | | |
|--------------|------------|------------|
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 15,174,272 | 15,174,272 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 11,495,727 | 11,495,727 |
| 資本剰余金合計 | 11,495,727 | 11,495,727 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 374,297 | 374,297 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 7,722,723 | 10,821,849 |
| 利益剰余金合計 | 8,097,020 | 11,196,146 |
| 株主資本合計 | 34,767,020 | 37,866,146 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 464,350 | 494,589 |
| 評価・換算差額等合計 | 464,350 | 494,589 |
| 純資産合計 | 35,231,371 | 38,360,735 |
| 負債・純資産合計 | 50,834,773 | 57,727,438 |

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

| | 前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) | 当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) |
|----------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 73,498,726 | 84,771,977 |
| その他営業収益 | 526,465 | 788,473 |
| 営業収益計 | 74,025,191 | 85,560,451 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 41,213,272 | 47,520,063 |
| 広告宣伝費 | 604,864 | 668,841 |
| 公告費 | 949 | 533 |
| 受益証券発行費 | - | 25 |
| 調査費 | 8,116,701 | 8,246,807 |
| 調査費 | 824,915 | 741,792 |
| 委託調査費 | 7,291,786 | 7,505,015 |
| 委託計算費 | 807,090 | 735,588 |
| 営業雑経費 | 1,280,599 | 1,322,711 |
| 通信費 | 206,564 | 249,081 |
| 印刷費 | 404,023 | 477,092 |
| 協会費 | 53,643 | 54,190 |
| 諸会費 | 11,281 | 11,711 |
| その他営業雑経費 | 605,086 | 530,634 |

| | | |
|--------------|------------|------------|
| 営業費用計 | 52,023,478 | 58,494,570 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 5,264,128 | 5,708,541 |
| 役員報酬 | 249,180 | 243,000 |
| 給料・手当 | 3,782,533 | 3,785,717 |
| 賞与 | 391,114 | 724,223 |
| 賞与引当金繰入額 | 841,300 | 955,600 |
| 福利厚生費 | 809,254 | 793,740 |
| 交際費 | 55,806 | 37,951 |
| 寄付金 | 636 | - |
| 旅費交通費 | 196,147 | 191,623 |
| 租税公課 | 206,178 | 222,767 |
| 不動産賃借料 | 887,968 | 1,182,703 |
| 退職給付費用 | 469,713 | 373,920 |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 38,970 | 33,750 |
| 固定資産減価償却費 | 1,181,438 | 963,183 |
| 諸経費 | 1,094,627 | 1,354,169 |
| 一般管理費計 | 10,204,869 | 10,862,351 |
| 営業利益 | 11,796,843 | 16,203,530 |

(単位:千円)

| | 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|----------------|-------|-------------|-------|-------------|
| | (自 | 平成24年4月1日 | (自 | 平成25年4月1日 |
| | 至 | 平成25年3月31日) | 至 | 平成26年3月31日) |
| 営業外収益 | | | | |
| 受取配当金 | 1 | 257,704 | 1 | 144,660 |
| 有価証券利息 | | 11,102 | | 13,966 |
| 受取利息 | | 10,598 | | 9,117 |
| 時効成立分配金・償還金 | | 21,305 | | 44,877 |
| 投資有価証券売却益 | | 279,443 | | 64,122 |
| 有価証券償還益 | | 101,052 | | 63,228 |
| その他 | | 44,912 | | 34,445 |
| 営業外収益計 | | 726,118 | | 374,418 |
| 営業外費用 | | | | |
| 時効成立後支払分配金・償還金 | | 19,392 | | 16,985 |
| 投資有価証券売却損 | | 36,469 | | 3,171 |
| 有価証券償還損 | | 33,338 | | 18,848 |
| 投資不動産管理費用 | | 16,271 | | 16,864 |
| 貯蔵品廃棄損 | | 9,990 | | 9,503 |
| その他 | | 13,120 | | 9,343 |
| 営業外費用計 | | 128,584 | | 74,716 |

| | | | | |
|--------------|---|------------|---|------------|
| 経常利益 | | 12,394,377 | | 16,503,232 |
| 特別利益 | | | | |
| 投資有価証券売却益 | | 39,827 | | - |
| 固定資産売却益 | | 31 | | - |
| その他 | | 16,466 | | - |
| 特別利益計 | | 56,325 | | - |
| 特別損失 | | | | |
| 固定資産除却損 | 2 | 129,816 | 2 | 888 |
| 本社移転関連費用 | | 1,099,913 | | - |
| その他 | | 14,428 | | - |
| 特別損失計 | | 1,244,158 | | 888 |
| 税引前当期純利益 | | 11,206,544 | | 16,502,343 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 4,286,691 | | 6,525,874 |
| 法人税等調整額 | | 109,902 | | 150,022 |
| 法人税等合計 | | 4,176,789 | | 6,375,851 |
| 当期純利益 | | 7,029,755 | | 10,126,492 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

| | 株主資本 | | | | | 株主資本合計 |
|---------------------|------------|------------|---------|---------------------|------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | | | |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 15,174,272 | 11,495,727 | 374,297 | 7,715,116 | 8,089,414 | 34,759,414 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | △7,022,149 | △7,022,149 | △7,022,149 |
| 当期純利益 | - | - | - | 7,029,755 | 7,029,755 | 7,029,755 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | - | - | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 7,606 | 7,606 | 7,606 |
| 当期末残高 | 15,174,272 | 11,495,727 | 374,297 | 7,722,723 | 8,097,020 | 34,767,020 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|---------|------------|------------|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 33,879 | 53,783 | 87,663 | 34,847,077 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | △7,022,149 |
| 当期純利益 | - | - | - | 7,029,755 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 430,470 | △53,783 | 376,686 | 376,686 |
| 当期変動額合計 | 430,470 | △53,783 | 376,686 | 384,293 |
| 当期末残高 | 464,350 | - | 464,350 | 35,231,371 |

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

| | 株主資本 | | | | | 株主資本合計 |
|---------------------|------------|------------|---------|---------------------|------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 15,174,272 | 11,495,727 | 374,297 | 7,722,723 | 8,097,020 | 34,767,020 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | △7,027,366 | △7,027,366 | △7,027,366 |
| 当期純利益 | - | - | - | 10,126,492 | 10,126,492 | 10,126,492 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | - | - | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 3,099,125 | 3,099,125 | 3,099,125 |
| 当期末残高 | 15,174,272 | 11,495,727 | 374,297 | 10,821,849 | 11,196,146 | 37,866,146 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|---------|------------|------------|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 464,350 | - | 464,350 | 35,231,371 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | △7,027,366 |
| 当期純利益 | - | - | - | 10,126,492 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 30,238 | - | 30,238 | 30,238 |
| 当期変動額合計 | 30,238 | - | 30,238 | 3,129,364 |
| 当期末残高 | 494,589 | - | 494,589 | 38,360,735 |

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～47年

器具備品 4～20年

（会計上の見積もりの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、当事業年度より有形固定資産（投資不動産を含む）の減価償却方法を定率法から定額法に変更いたしました。

この変更は、本社移転を契機に当社の有形固定資産の使用実態を見直した結果、当社において使用する有形固定資産は安定的に使用されており、その投資効果は、耐用年数の期間中に平均的・安定的に発現するものであるため、定額法が当社の企業活動をより適切に反映した減価償却方法であると判断したためであります。

この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微です。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

（3）長期前払費用

定額法によっております。

（4）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

（2）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。

また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（4）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（1）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。

（2）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（表示方法の変更）

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「貯蔵品廃棄損」は重要性が増したため当事業年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた23,111千円は、「貯蔵品廃棄損」9,990千円、「その他」13,120千円として組替えております。

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (平成25年3月31日現在) | 当事業年度 (平成26年3月31日現在) |
|--------|-------------------------|-------------------------|
| 建物 | 15,528千円 | 18,230千円 |
| 器具備品 | 250,072千円 | 249,761千円 |
| リース資産 | 409千円 | 1,636千円 |
| 投資建物 | 724,130千円 | 729,348千円 |
| 投資器具備品 | 23,691千円 | 24,180千円 |

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

| | 前事業年度 (平成25年3月31日現在) | 当事業年度 (平成26年3月31日現在) |
|-----|-------------------------|-------------------------|
| 未払金 | 2,883,398千円 | 4,508,988千円 |

3 保証債務

前事業年度（平成25年3月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,591,590千円に対して保証を行っております。

当事業年度（平成26年3月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,719,900千円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

1 関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には次のものがあります。

| | 前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日) |
|-------|---|---|
| 受取配当金 | 185,280千円 | - |

2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日) |
|-------------|---|---|
| 建物 | 546千円 | - |
| 器具備品 | 128,892千円 | 888千円 |
| 無形固定資産(その他) | 377千円 | - |
| 計 | 129,816千円 | 888千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,608 | - | - | 2,608 |
| 合計 | 2,608 | - | - | 2,608 |

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 剰余金の配当の 総額(百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|--------------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成24年6月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 7,022 | 2,692 | 平成24年 3月31日 | 平成24年 6月26日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| | |
|-----------|------------|
| 剰余金の配当の総額 | 7,027百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 2,694円 |
| 基準日 | 平成25年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成25年6月25日 |

当事業年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,608 | - | - | 2,608 |
| 合計 | 2,608 | - | - | 2,608 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 剰余金の配当の 総額(百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|--------------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成25年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 7,027 | 2,694 | 平成25年 3月31日 | 平成25年 6月25日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| | |
|-----------|------------|
| 剰余金の配当の総額 | 10,126百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 3,882円 |
| 基準日 | 平成26年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成26年6月26日 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「証券投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

() 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

() 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(<注2>参照のこと)。

前事業年度(平成25年3月31日現在)

(単位:千円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------------------|--------------|------------|----|
| (1) 現金・預金 | 14,380,327 | 14,380,327 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 7,183,011 | 7,183,011 | - |
| (3) 未収入金 | 521,825 | 521,825 | - |
| (4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 | 16,711,401 | 16,711,401 | - |
| 資産計 | 38,796,567 | 38,796,567 | - |
| (1) 未払手数料 | 3,764,501 | 3,764,501 | - |
| (2) その他未払金 | 2,908,061 | 2,908,061 | - |
| (3) 未払費用(*) | 2,782,587 | 2,782,587 | - |
| 負債計 | 9,455,149 | 9,455,149 | - |

(*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度(平成26年3月31日現在)

(単位:千円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------------------|--------------|------------|----|
| (1) 現金・預金 | 15,186,222 | 15,186,222 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 8,265,950 | 8,265,950 | - |
| (3) 未収入金 | - | - | - |
| (4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 | 22,283,329 | 22,283,329 | - |
| 資産計 | 45,735,503 | 45,735,503 | - |
| (1) 未払手数料 | 4,277,412 | 4,277,412 | - |
| (2) その他未払金 | 4,635,414 | 4,635,414 | - |
| (3) 未払費用(*) | 2,678,610 | 2,678,610 | - |
| 負債計 | 11,591,437 | 11,591,437 | - |

(*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

<注1>金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、並びに(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 前事業年度 (平成25年3月31日現在) | 当事業年度 (平成26年3月31日現在) |
|----------------------------|-------------------------|-------------------------|
| (1) その他有価証券 非上場株式 | 1,059,169 | 1,059,169 |
| (2) 子会社株式及び関連会社株式 子会社株式 | 5,141,069 | 5,141,069 |
| (3) 差入保証金 | 1,000,820 | 997,594 |

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注3>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年3月31日現在）

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-----------------------------------|------------|-------------|--------------|------|
| 現金・預金 | 14,380,327 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 7,183,011 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの | - | 1,434,397 | 4,840,276 | - |
| 合計 | 21,563,339 | 1,434,397 | 4,840,276 | - |

当事業年度（平成26年3月31日現在）

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|--------------|------------|-------------|--------------|------|
| 現金・預金 | 15,186,222 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 8,265,950 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |

| | | | | |
|-------------------|------------|-----------|-----------|--------|
| その他有価証券のうち満期があるもの | - | 1,498,464 | 3,978,251 | 97,038 |
| 合計 | 23,452,173 | 1,498,464 | 3,978,251 | 97,038 |

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成25年3月31日現在)

子会社株式(貸借対照表計上額 5,141,069千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成26年3月31日現在)

子会社株式(貸借対照表計上額 5,141,069千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(平成25年3月31日現在)

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------|------------------|--------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| (1) 株式 | 93,459 | 55,101 | 38,357 |
| (2) その他 | | | |
| 証券投資信託の受益証券 | 6,224,312 | 5,440,857 | 783,455 |
| 小計 | 6,317,771 | 5,495,959 | 821,812 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| その他 | | | |
| 証券投資信託の受益証券 | 10,393,629 | 10,493,953 | 100,323 |
| 小計 | 10,393,629 | 10,493,953 | 100,323 |
| 合計 | 16,711,401 | 15,989,912 | 721,489 |

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 1,059,169千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成26年3月31日現在)

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額 (千円) |
|---------------------|------------------|--------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| (1) 株式 | 113,247 | 55,101 | 58,145 |
| (2) その他 | | | |
| 証券投資信託の受益証券 | 5,625,179 | 4,873,552 | 751,626 |
| 小計 | 5,738,426 | 4,928,653 | 809,772 |

| | | | |
|----------------------|------------|------------|---------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| その他 | | | |
| 証券投資信託の受益証券 | 16,544,903 | 16,586,202 | 41,299 |
| 小計 | 16,544,903 | 16,586,202 | 41,299 |
| 合計 | 22,283,329 | 21,514,856 | 768,472 |

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 1,059,169千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

| 種類 | 売却額 (千円) | 売却益の合計額 (千円) | 売却損の合計額 (千円) |
|-------------|-------------|-----------------|-----------------|
| (1) 株式 | 141,128 | 39,827 | - |
| (2) その他 | | | |
| 証券投資信託の受益証券 | 28,114,625 | 279,443 | 36,469 |
| 合計 | 28,255,753 | 319,271 | 36,469 |

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

| 種類 | 売却額 (千円) | 売却益の合計額 (千円) | 売却損の合計額 (千円) |
|-------------|-------------|-----------------|-----------------|
| その他 | | | |
| 証券投資信託の受益証券 | 24,501,921 | 64,122 | 3,171 |
| 合計 | 24,501,921 | 64,122 | 3,171 |

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、その他有価証券(非上場株式)について3,220千円の減損処理を行っております。

当事業年度において、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、一時払いの退職金制度、及び確定拠出年金制度を併用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

| | |
|---------|-------------|
| 退職給付債務 | 1,935,442千円 |
| 退職給付引当金 | 1,935,442千円 |

3. 退職給付費用に関する事項

| | |
|--------|-----------|
| 勤務費用 | 301,777千円 |
| その他 | 167,935千円 |
| 退職給付費用 | 469,713千円 |

(注) 「その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------|-------------|
| 期首における退職給付債務 | 1,935,442千円 |
| 勤務費用 | 201,327千円 |
| 退職給付の支払額 | 177,317千円 |
| 期末における退職給付債務 | 1,959,451千円 |

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | |
|---------------------|-------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | - |
| 年金資産 | - |
| | - |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 1,959,451千円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,959,451千円 |
| | |
| 退職給付引当金 | 1,959,451千円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,959,451千円 |

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|-----------------|-----------|
| 勤務費用 | 201,327千円 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 201,327千円 |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、172,593千円でありました。

(表示方法の変更)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当事業年度より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、（退職給付関係）注記の表示方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、（退職給付関係）の注記の組替えは行っておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別内訳

（単位：千円）

| | 前事業年度 (平成25年3月31日現在) | 当事業年度 (平成26年3月31日現在) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 減損損失 | 837,121 | 833,243 |
| 退職給付引当金 | 693,199 | 698,348 |
| 未払事業税 | 154,219 | 335,386 |
| 賞与引当金 | 280,855 | 287,721 |
| 連結法人間取引(譲渡損) | 264,269 | 141,925 |
| 投資有価証券評価損 | 128,953 | 128,953 |
| 繰延資産 | 157,330 | 121,437 |
| 出資金評価損 | 114,425 | 116,888 |
| 未払社会保険料 | 43,411 | 38,787 |
| 器具備品 | 33,316 | 33,316 |
| 役員退職慰労引当金 | 24,920 | 28,611 |
| その他 | 29,627 | 24,709 |
| 繰延税金資産小計 | 2,761,651 | 2,789,330 |
| 評価性引当額 | 1,323,069 | 1,200,725 |
| 繰延税金資産合計 | 1,438,582 | 1,588,604 |
| 繰延税金負債 | | |
| 連結法人間取引(譲渡益) | 2,428,233 | 2,428,233 |
| その他有価証券評価差額金 | 257,138 | 273,883 |
| その他 | 1,888 | 1,888 |
| 繰延税金負債合計 | 2,687,261 | 2,704,006 |
| 繰延税金負債の純額 | 1,248,679 | 1,115,401 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について前事業年度の38.01%から35.64%に変更されております。

この変更による影響は軽微であります。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有)割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|---|-----------|-------------------|---------|---------------------------|-----------|-------------|--------------|----|--------------|
| 子会社 | Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. | Singapore | 133 | 金融商品取引業 | (所有) 直接100.0 | 経営管理 | 債務保証 (注) | 1,591,590 | - | - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有)割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|---|-----------|-------------------|---------|---------------------------|-----------|---------|--------------|----|--------------|
| 子会社 | Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. | Singapore | 133 | 金融商品取引業 | (所有)直接100.0 | 経営管理 | 債務保証(注) | 1,719,900 | - | - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金または出資金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有)割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------|---------------------|---------|--------------------|---------|---------------------------|-----------------|--------------|--------------|---------|--------------|
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和証券(株) | 東京都千代田区 | 100,000 | 金融商品取引業 | - | 証券投資信託受益証券の募集販売 | 証券投資信託の代行手数料 | 20,510,864 | 未払手数料 | 2,758,584 |
| 同一の親会社をもつ会社 | (株)大和総研ビジネス・イノベーション | 東京都江東区 | 3,000 | 情報サービス業 | - | ソフトウェアの開発 | ソフトウェアの購入 | 1,205,721 | 未払費用 | 82,519 |
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和プロパティ(株) | 東京都中央区 | 100 | 不動産管理業 | - | 本社ビルの管理 | 不動産の賃借料 | 1,194,567 | 長期差入保証金 | 971,157 |
| | | | | | | | | | 未収入金 | 511,559 |

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

(2) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金または出資金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有)割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------|---------------------|---------|--------------------|---------|---------------------------|-----------------|--------------|--------------|-------|--------------|
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和証券(株) | 東京都千代田区 | 100,000 | 金融商品取引業 | - | 証券投資信託受益証券の募集販売 | 証券投資信託の代行手数料 | 25,994,992 | 未払手数料 | 3,216,077 |
| 同一の親会社をもつ会社 | (株)大和総研ビジネス・イノベーション | 東京都江東区 | 3,000 | 情報サービス業 | - | ソフトウェアの開発 | ソフトウェアの購入 | 678,054 | 未払費用 | 393,881 |

| | | | | | | | | | | |
|-------------|------------|--------|-----|--------|---|---------|---------|---------|---------|---------|
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和プロパティ(株) | 東京都中央区 | 100 | 不動産管理業 | - | 本社ビルの管理 | 不動産の賃借料 | 978,984 | 長期差入保証金 | 971,157 |
|-------------|------------|--------|-----|--------|---|---------|---------|---------|---------|---------|

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。
- (2) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。
- (3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2. 親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1 株当たり情報)

| 前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) | | 当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | |
|--|------------|--|------------|
| 1株当たり純資産額 | 13,506.24円 | 1株当たり純資産額 | 14,705.91円 |
| 1株当たり当期純利益 | 2,694.91円 | 1株当たり当期純利益 | 3,882.07円 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| | 前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) | 当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) |
|-----------------|--|--|
| 当期純利益(千円) | 7,029,755 | 10,126,492 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,608,525 | 2,608,525 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 4 利害関係人との取引制限および5 その他」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況」を次の内容に訂正・更新します。

< 訂正後 >

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（平成26年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

| 名 称 | 資本金の額 単位：百万円 （平成26年3月 末日現在） | 事業の内容 |
|-----------|--------------------------------------|-------|
| 日の出証券株式会社 | 4,650 | （注1） |
| 株式会社愛媛銀行 | 19,078 | （注2） |

（注1）金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（注2）銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行いません。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行いません。

3 【資本関係】

該当事項はありません。

< 再信託受託会社の概要 >

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成26年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年7月11日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD-I's グローバルREITインデックスの平成25年12月9日から平成26年6月8日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、D-I's グローバルREITインデックスの平成26年6月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年12月9日から平成26年6月8日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成26年 5月26日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

| | | | |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 高波 博之 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 貞廣 篤典 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 内田 和男 | 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。